

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年10月25日

産業技術課地酒・食品振興担当課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度長野県産発酵食品伝え手育成業務

(2) 業務の目的

長野県産発酵食品をテーマにしたツーリズムの定着に向け、観光客等に対して長野県産発酵食品の特徴、歴史ならびに各関連事業者や施設等を紹介できる「伝え手（インタープリター）」を育成するための研修を実施する。本研修終了後は、研修生が観光客等に対し、様々な長野県産発酵食品に対する興味や関心を持つよう促すことができることを目指す。

(3) 業務内容

ア 研修生の募集および選定

イ インタープリター育成研修会の実施

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

※なお、仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

別添仕様書（案）の内容を踏まえ、以下の項目について具体的に提案してください。

ア 研修生の募集

- ・募集先および募集方法

イ インタープリター育成研修会

- ・開催要項案（日程、会場、内容、講師、ファシリテーター等）

ウ 業務全般に関すること

- ・業務実施体制（人員構成、各人員の役割、再委託をする場合はその先の情報および再委託する業務内容）
- ・業務に要する経費およびその内訳

エ その他

- ・予算の範囲内で、本業務の目的に資するための提案（自由提案）

(6) 業務の実施場所

長野県内

- (7) 履行期間又は履行期限
契約締結日から令和7年3月14日（金）まで
- (8) 費用の上限額
2,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）及び長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 過去5年以内に、同種又は類似の業務実務実績を有すること。
- (7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(3)ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第3号）
 - イ 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式（様式第3号の附表）
 - ウ 同種又は類似の実績を称する契約書の写し
- (2) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県産業労働部産業技術課地酒・食品振興係 担 当 坂下、林 電 話 026-235-7126 メー ル jizake@pref.nagano.lg.jp
--

- (3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和6年11月5日（火）午後3時まで
（提出は土曜日、日曜日及び休日*を除く。提出時間は午前9時30分から午後5時まで）
【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

イ 提出先 3(2)に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに産業労働部産業技術課に到達したものに限りま
す。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(2)の担当者に確認してくださ
い。

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(5) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当
とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(3)）の3
日前までに、書面により産業技術課地酒・食品振興担当課長から通知します。

イ 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日
曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業技術課地酒・食品振興担
当課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算し
て10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

① 受付場所 3(2)に同じ。

② 受付時間 上記イの期間中、午前9時30分から午後5時まで。（土曜日、日曜日及
び休日は除く。）

(6) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

(1) 開催日時 令和6年11月7日（木）午後2時から（1時間程度）

(2) 開催方法 オンライン（Microsoft Teamsを予定）

(3) 留意事項

ア 説明会には必ず参加してください。企画提案に求める内容の詳細等を説明します。

イ 説明会に参加する方の情報（氏名、メールアドレス）を、参加申込書とともにお知ら
せください。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(2)に同じ

(2) 受付期限 令和6年11月12日（火）午後3時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(2) 受付時間 午前9時30分から午後5時まで

(4) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出

- (5) 回答方法 産業技術課地酒・食品振興担当課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、全参加申込者に対し質問内容を記載しメールで回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第8号）

イ 企画書（様式第8号の附表）

企画書は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえて作成してください。なお、様式第8号の附表の記載項目が網羅されていれば、独自様式でも結構です。その場合、原則A4サイズで作成してください。

(2) 企画書記載上の留意事項

「6 再委託の予定」又は「7 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和6年11月18日（月）午後3時まで

（提出は土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時30分から午後5時まで）

イ 提出先 3(2)に同じ。

ウ 提出部数 7部（原本1部、コピー6部）

エ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業技術課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(2)の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

別紙「令和6年度長野県産発酵食品伝手育成業務委託 選定基準」のとおり

(5) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の選定に当たっては、令和6年度長野県産発酵食品伝手育成業務受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

イ 6者以上から企画提案書の提出があった場合は、提案書類に基づきプレゼンテーション審査と同様の選考基準による一次選考を実施し、プレゼンテーション審査に参加する上位5者を選出します。なお、一次選考実施の有無は11月19日（火）正午までに企画提案提出者に対しメールまたは電話により通知します。

ウ プレゼンテーション審査の実施日時および場所

令和6年11月22日（金）（説明時間15分、質疑応答10分を想定）

実施時間の詳細及び場所はプレゼンテーション審査参加者へ個別に通知します。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を記載した見積業者選定通知書を令和6年11月27日（水）までに郵便投函

します。

イ 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を記載した見積業者非選定通知書を令和6年11月27日（水）までに郵便投函します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業技術課地酒・食品振興係において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

ア (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業技術課地酒・食品振興担当課長に対して非該当理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

受付場所 3(2)に同じ。

受付時間 上記①の期間中、午前9時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

ア 企画提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）を産業技術課地酒・食品振興担当課長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、令和6年12月16日（火）までに、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業技術課地酒・食品振興係において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3 (2) に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。